

# 任意組合等の組合員が適格請求書発行事業者 でなくなった旨等の届出書の記載要領等

## 1 提出すべき場合

この届出書は、適格請求書発行事業者以外の事業者を新たに組合員として加入させた場合又は当該任意組合等の組合員のいずれかが適格請求書発行事業者でなくなった場合に、任意組合等の業務執行組合員が当該業務執行組合員の納税地を所轄する税務署長に提出します（法57の6②）。

## 2 提出時期等

この届出書は、適格請求書発行事業者以外の事業者を新たに組合員として加入させた場合又は当該任意組合等の組合員のいずれかが適格請求書発行事業者でなくなった場合に、速やかに提出することとされています。

## 3 記載要領

- (1) 業務執行組合員が国外事業者の場合、「氏名又は名称」欄及び「代表者氏名」欄には、日本語（カナ）及び英語（ローマ字）で記載します。
- (2) 「届出理由が生じた日」欄には、届出理由が生じた日を記載します。
- (3) 「届出理由」欄には、適格請求書発行事業者以外の事業者を新たに組合員として加入させた場合には数字の1を、当該任意組合等の組合員のいずれかが適格請求書発行事業者でなくなった場合は2を記載します。
- (4) 「参考事項」欄には、その他参考となる事項等がある場合に記載します。